

職員の勤務労働条件について（本交渉）

令和5年3月10日（金）

局 側：環境局総務部職員課長他

組合側：大阪市従業員労働組合市民生活支部 支部長他

（局 側）

ただいまから、昨年5月30日に貴支部より受けた「2023年度 勤務労働条件に関する要求書」に対する回答を行う。

《 別紙 回答書手交 》

本市では、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市環境を確保し、持続可能な大都市のモデルとなる「環境先進都市大阪」の実現をめざすために、「大阪市環境基本条例」及び「大阪市環境基本計画」に基づき、環境の保全と創造に資するさまざまな施策に取り組んでいるところである。一方、本市財政については、人件費や投資的・臨時的経費の抑制を図り、一定の成果を上げてきたが、高齢化の進展等に伴う扶助費の増等により、依然として厳しい状況にある。こうした状況のもと、本市の技能職員は、平成19年度に採用を凍結し、職員数の削減を図ってきたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延にかかる緊急雇用対策として令和3、4年度の2カ年に限った臨時的な採用を行ったものの、職員の高齢化も進展しており、将来的に市民サービスの維持が困難となる恐れがあることから、災害時の対応を含め、本市の責務を果たすため、将来にわたって直営が必要となる部門について採用を再開することが決定された。採用再開にあたっては、「将来にわたって直営が必要となる部門」を当局において改めて精査し、先に説明したとおり、環境管理部門における技能職員については、引き続き退職等不補充を維持し、収束化を図る方針としている。また、現在の業務については要員数の減員に応じて廃止や見直しを行っていく。

今後も引き続き効率的な業務執行体制の構築に向け、検討を行っているところであり、退職や他部門への異動等の要員減に合わせて現行の業務執行体制を見直し、より効果的な事業運営を行ってまいりたいと考えている。なお、「2023年度勤務労働条件に関する要求書」における交渉事項については、先の小委員会交渉において示したとおりとなるが、来年度の減員数が明らかになった際に業務執行体制や事務事業の見直しを検討することから、要求書の5点目と6点目にかかる勤務労働条件については改めて協議することとする。ご理解とご協力をよろしくお願いしたい。

（組合側）

ただいま、課長より2023年度勤務労働条件に関する要求書に対する回答が示された。大阪市中

は、昨年３月に「市政改革プラン 3.0」の中間見直し版として策定された「市政改革プラン 3.1」においても、引き続き、効果的、効率的な行財政運営を掲げている。支部は、単に行財政のみに視点をあてた、簡素・効率化のコスト論を優先した市政改革ではなく、「質の高い公共サービス」を提供し、大規模災害に備えた防災・減災対策を進め、基礎自治体としての公的役割と責務を果たしながら、市民が安全で安心して暮らすための業務執行体制を構築することが、必要不可欠であると考えている。組合員は、日常業務を通じて市民・利用者の意見・要望を把握するとともに、市民の声を反映したより良い公共サービスの提供に向け、働き方改革に基づく業務改善を進め、大阪市のまちづくりに貢献していると自負している。特に新型コロナウイルス感染症への対応では、これまで大阪市でも感染者や濃厚接触者が蔓延し、業務遂行が危ぶまれる状況もあったが、市従組合員が、公務労働者という立場をわきまえ、自身が感染源とならないよう、不断の努力を重ねているからこそ、どの事業も市民サービスの低下を来すことなく運営が進められている。局においても、こうした組合員の努力を十分認識するとともに、すべての組合員が「働きがい・やりがい」を持てるような職場環境づくりを強く要請しておく。また、職場でクラスター感染が起これば、継続的な事業運営に支障をきたし、組合員や業務で接した市民のみならず、その身近な人にまで健康と生活を脅かすこととなることから、より一層の感染症予防対策を講じるよう求めている。

次に、熱中症の予防対策であるが、今年度も酷暑に見舞われ、野外や高温多湿の室内で業務をおこなうことの多い技能職員については、過酷な状況下での作業となり、さらにコロナ禍における感染症予防対策としてのマスクの着用が拍車をかけている。この間、組合員は屋外業務時に市民が不安にならないようマスクを着用して業務をおこなってきているが、新型コロナウイルス感染症が５月８日から５類へと移行する方針が示され、３月１３日以降はマスクの着用を個人の判断へ委ねるとしていることから、新たなマスクの取り扱いについて、所属として熱中症予防対策のガイドラインの構築を図るよう求めている。なお、通気性と速乾性に優れた素材を使用した長袖ポロシャツの１人２着貸与については評価するものであり、引き続き各現場段階での熱中症予防対策による、さらなる取り組みの強化をはかるよう要請をしておく。新型コロナウイルス感染症については、新たな変異株を想定した感染症対策が求められることから、今後についても、予防対策の徹底を図り、感染から職員を守るための先行・継続した局の取り組みを求めている。

今後も、業務実態に応じた現業管理体制の更なる充実・強化をおこない、安心・安全なまちづくりに向けた、質の高い公共サービスを提供できる業務執行体制の確立と、局として組合員の士気が低下することのないよう「働きがい・やりがい」をもって業務に就くことができる職場環境づくりを強く要請しておく。

（局 側）

ただいま支部長からもあったが、職員は日常業務を通じて市民の意見・要望を把握するとともに、より良い公共サービスの提供に向け、技能統括主任を中心とした現業管理体制において、日々創意工夫をしながら業務を遂行しており、敬意を表する。職員に対する熱中症を含めた安全衛生

対策は重要な課題であり、職場安全衛生委員会の活性化や各種研修の充実にも継続して取り組んでいくとともに、メンタルヘルスケアも考慮しつつ職場の環境改善に引き続き努めてまいりたいと考えている。特に、懸念の指摘があった熱中症対策については、熱中症予防対策セミナーの実施、WBGT計を活用した作業環境測定、「熱中症予防板」や「WBGT値表示板」の掲示による注意喚起を行っているところである。また、熱中症を疑う症状が生じた場合の応急処置用として、「瞬間冷却材」や「固形食塩」を事業用車両に配備している。熱中症予防対策としては、職員一人ひとりが応急処置も含め正しい知識を持ち、熱中症にならない体調管理をすることが重要であることから、「安全衛生つうしん」による情報発信を行ってきたところであり、引き続き取り組んでいく。また、一昨年度から通気性と速乾性に優れた素材を使用した長袖ポロシャツを導入し、昨年度は1人1着を貸与した。長袖ポロシャツの貸与年数は2年としているところであるが、洗い替え等を踏まえ、今年度は1人2着を昨年7月に貸与したところであり、今後も作業環境の改善が図れるよう検討していく。

次に、新型コロナウイルス感染症については、本年5月8日に季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることが決定されたが、これまで当局の業務遂行にあたって深刻な影響を受けてきた。今後も新型コロナウイルス感染症対策として、時差勤務・在宅勤務を推奨しながら、手洗い・うがいの徹底に加え、必要に応じてマスクを着用するなど気を緩めることなく、時宜にかなった対策の徹底を図っていく。また、定年延長については、加齢による体力の低下を考慮の上、職員がやりがいを持って健康に働けることを念頭に置き、高齢職員が過度な身体的負担の大きい業務に従事することがないように、合理的な配慮を検討しつつ進めていく。

（組合側）

労働災害の一掃、熱中症対策等をはじめとする安全衛生対策の充実・強化や心の健康問題については、組合員が健康で働き続けられる職場環境づくりにおいて、重要な課題であり、引き続き、局として主体性をもって取り組んでいただきたい。

要員見直しについては、局側から「環境管理部の全業務を改めて精査した結果、引き続き退職等不補充を維持し、収束化を図る」との方向性が示された。支部としては、今回の要員見直しは大変遺憾であるが、職制の責任において、関係業務に従事する組合員に対して丁寧な説明をおこなうよう改めて要請しておく。また、将来計画において業務規模の縮小や職員数が減少していくことが見込まれるが、市民ニーズが複雑・多様化しているとともに、業務執行体制の見直しによって要員確保が難しい状況も考えられる。今後より一層、現業管理体制としての役割が重要となってくることから、さらなる市民サービスの向上を図っていくためにも、職場実態に応じた配置を要請しておく。

最後に、経営形態及び事務事業の見直しに伴い組合員の勤務・労働条件を変更する場合は、労使合意が大前提という労使間ルールを遵守し、十分な交渉・協議を行うよう強く要請し、本日の局回答について、一定了解することとする。

(局 側)

種々の指摘、要請を受けたところであるが、さまざまな状況下において、適切に対処していきたいと考えている。以上により、本日の交渉を終了する。